

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2025年6月20日	
山口県知事 様	
提出者	
住 所 東京都中央区八重洲二丁目2番1号	
氏 名 三井化学株式会社	
代表取締役社長 橋本 修	
代理者	
住 所 山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号	
氏 名 三井化学株式会社 岩国大竹工場	
執行役員工場長 高妻 泰久	
(主管課長：安全・環境GL 横山 孝雄)	
電話番号 0827-53-9107	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	三井化学株式会社 岩国大竹工場
事業場の所在地	山口県玖珂郡和木町和木六丁目1番2号
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	製造業（化学工業）
②事業の規模	製造品出荷額 700億円
③従業員数	806人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	工場製造設備 (廃油、廃酸、 廃アルカリ、 感染性産業廃 棄物、廃石綿 等、汚泥、廃 水銀等) → 外部中間処理委託 (焼却・中和・安定化等)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙(第7面、第8面)のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・廃油、廃酸の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制実施。 ・年度単位で削減計画を作成し実行。 ・各プラントで発生する廃油の産業廃棄物処理から有価物売却への転換。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2-2のとおり	
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・廃油、廃酸の各生産工程の製造プロセスや運転条件改善による発生抑制(継続)。 ・年度単位で削減計画を作成(継続)。 ・各プラントで発生する廃油の産業廃棄物処理から有価物売却への転換(継続)。 ・廃アルカリ、廃酸の有用成分回収による有価物化。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃石綿等廃棄物について、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃石綿等廃棄物について、他の廃棄物に混入しないように確実に分別、保管を実施する(継続)。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・各プラントから発生する廃油のボイラー燃料化（継続）。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） —		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） —		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） －		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） －		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙2－2のとおり	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・廃酸の酸成分有効利用を実施している。 ・廃石綿等は溶融処理で再資源化し、有効利用を実施している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施している。		

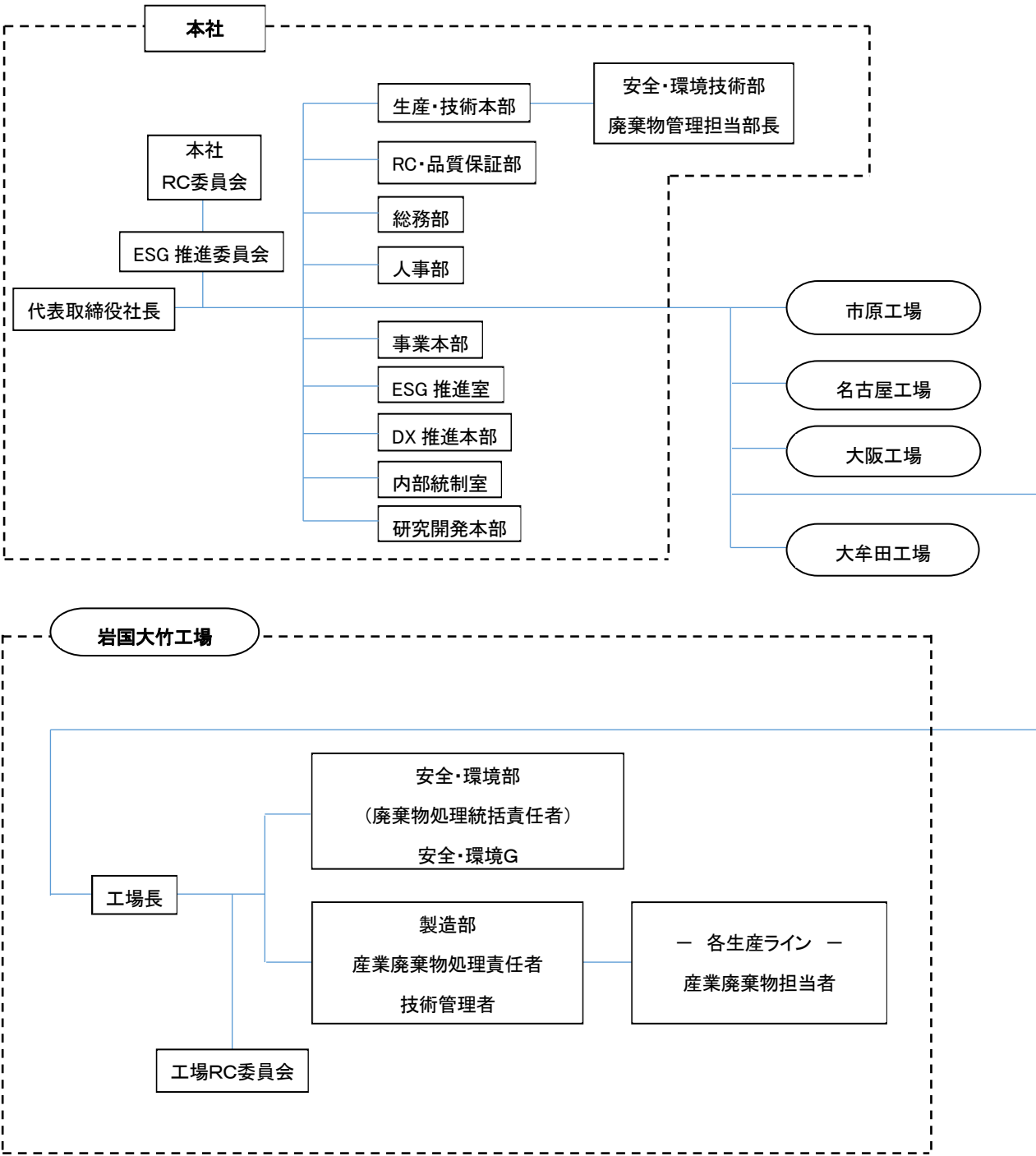
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙２－２のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施する（継続）。 ・廃酸の酸成分有効利用を実施する（継続）。 ・廃石綿等は熔融処理で再資源化し、有効利用を実施する（継続）。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する（継続）。 ・再生利用、熱回収が可能である廃棄物は、再生利用、熱回収が出来る業者へ委託する（継続）。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認（リモート含む）を実施する（継続）。 ・産業廃棄物処理委託契約を書面から電子へ段階的に切替えの検討を行う。 ・最終処分（埋立）している品目を有価物での引取りまたは再資源化できる業者の検討を行い、埋立量を削減する。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和６年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	2 3 8 t	
	(今後実施する予定の取組等) ・処理業者との委託契約ごとに、産業廃棄物（特管含む）の電子マニフェストで運用開始（継続）。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

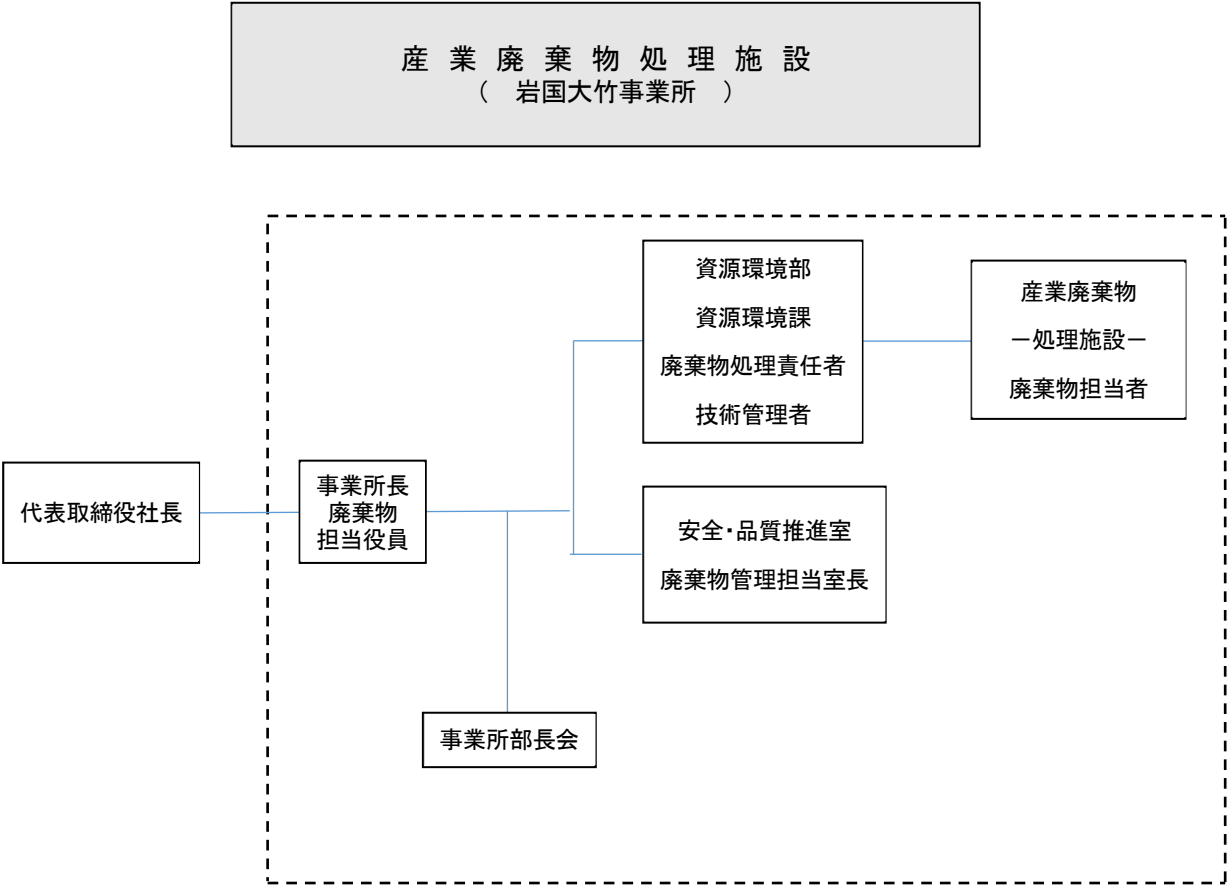
(第 7 面)

別紙 三井化学株式会社 管理体制図



別紙 関連会社

株式会社三井化学オペレーションサービス管理体制図
(産業廃棄物中間処理業)



多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書(補足)(令和7年度計画)

別紙2-2

多量排出事業者 名 称	三井化学株式会社 岩国大竹工場	所在地(市町名)	和木町	事業の種類	製造業 (化学工業)
-------------	-----------------	----------	-----	-------	---------------

(単位：トン)																					
区分	種 類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		排 出 量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画												
特別管理産業廃棄物	廃油	218.6594	1,000									218.6594	1,000	218.6594	1,000						
	廃酸	11.9448	30									11.9448	30	11.9448	30						
	廃アルカリ	0.047	3									0.047	3	0.047	3						
	感染性産業廃棄物		0.02										0.02		0.02						
	PCB	8.533321	10									8.533321	10	8.533321	10						
	PCB汚染物																				
	PCB処理物																				
	炭石綿等	6.21	30									6.21	30	6.21	30						
	有害産業廃棄物	1.2267	736									1.2267	736	1.2267	736						
	計 (B)	246.621221	1,809.02	0	0	0	0	0	0	0	0	246.621221	1,809.02	246.621221	1,809.02	0	0	0	0	0	0